

2017年8月10日

日本基督教団 関東教区
諸教会・伝道所 御中

日本基督教団 関東教区
総会議長
教会互助特別委員会
委員長

関東教区教会互助 教師謝儀互助について

主の御名を賛美いたします。

日々、主の宣教の業にお励みのことと存じます。さて、「関東教区教会互助（教師謝儀互助）の〇〇年度分の申請について、下記の通りご案内申し上げます。

1. 新規・継続の別なく、関東教区教会互助申請の締め切りは、毎年1月31日迄です。
〇〇年度分の申請締切は、〇〇年1月31日（△）となります。
2. 申請に要する書類は、以下の通りとなります。
 - ① 関東教区教会互助「教師謝儀互助」申請書
※ 地区委員長・地区長の決済の後、教区事務所へお送り下さい。尚、申請用紙は教区ホームページの資料集・関東教区各種申請書（様式1）、あるいはCD-ROM「申請書一覧」をコピーしてお使い下さい。
 - ② 今年度「教会総会資料」
 - ③ 関東教区教会互助申請を決議した役員会記録の写し
 - ④ 当該年度4月期～12月期までの会計収支報告書（累計）
3. 〇〇年度の関東教区教会互助の基準額と計算方法は、下記の通りとなります。

【基準額：A+B+C+D】

A. 基本給	180,000円
B. 配偶者手当	20,000円
C. 扶養手当	10,000円（配偶者を除く一人につき）
D. 教育手当	大学生 20,000円（短大・専門学校生も含む）
	高校生 8,000円
	中学生 5,000円

※年収100万円以上の配偶者・扶養家族は、基準額の算定に含まれません。

E. 配偶者の収入で103万円を超える額

事例 年間収入110万円の場合 110万－103万＝7万 とする。
年間収入103万円以下の場合 0 とする

- ① 関東教区教会互助の計算方式
基準額（A+B+C+D）×16ヶ月－（関東教区教会互助以外の全収入－E）
 - ② 教区の宣教方策上、配慮を要する伝道地については、別途に考慮します。
4. 関東教区教会互助額の決定と執行について
 - ① 2月開催の教会互助特別委員会において、上記の申請書類に基づいて原案を作成し、常置委員会での審議を経てこれを内定額とします。
 - ② 申請された教会・伝道所には、内定額をお知らせします。
 - ③ 5月の関東教区総会において議場に提案し、可決された後に正式に執行されます。
 - ④ 4月分と5月分の互助額は、内定額の16分の1の70%とし、関東教区総会后に調整額を送金いたします。